

新潟市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年2月29日

新潟市長

中原 八一

新潟市規則第 4 号

新潟市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則の一部を改正する規則
新潟市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則（平成20年新潟市規則第7
8号）の一部を次のように改正する。

第3条（見出しを含む。）中「告示」を「公表」に改める。

第5条第2項中「行うときに」の次に「当該処分通知等に関する他の条例等の規定により」を加える。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。